

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年二月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年二月四日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 練馬所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
所沢市大字下安松字下川原一四 一番一地先から同市大字下安松 字和田横道南一〇四五番二地先 まで	所沢市大字下安松字下川原一四 一番一地先から同市大字下安松 字和田横道南一〇四六番三地先 まで	区 間
二二・一二〇 三七・七七	二二・一二〇 三四・九一	敷地の幅員 (メートル)
六八〇・〇〇		延長 (メートル)
道路改築事業による		備考